

評議員・役員等の報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定、社会福祉法人こじか福祉会(以下「法人」という。)の評議員、役員、評議員選任・解任委員(「評議員・役員等」という。)の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(定義又は範囲)

第2条 この規定では、次の事項について定める。

- 1 評議員
- 2 役員一理事及び監事等
- 3 費用弁償

(評議員・役員等の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席、理事及び監事が理事会に出席したときは、日額 5,000円(所得税控除後)を支給する。

- 2 評議員に対する各年度の総報酬額は105,000円(所得税控除後)以内とする。
- 3 監事が定款18条に基づき監査の業務にあたった場合には、日額 5,000円(所得税控除後)を支給する。
- 4 同条1項の理事及び監事に対する各年度の報酬総額は、理事200,000円(所得税控除後)以内とする。監事90,000円(所得税控除後)以内とする。又、同規程の範囲内で支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。
- 5 前2項の他契約業務等の立会い等で出席したときは、日額 5,000円(所得税控除後)を支給する。
- 6 評議員選任・解任委員が理事長の招集に応じ評議員選任・解任委員に出席したときは、日額 5,000円(所得税控除後)を支給する。

(評議員・役員等報酬の支払)

第4条 評議員・役員等報酬は、業務終了後日、出席者に報酬額を各自の通帳へ振り込みする。

- 2 評議員選任・改任委員及び苦情解決委員の報酬は業務終了時に通貨にて相当額(所得税控除後)を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第5条 評議員・役員が第4条に定める職務以外の為に出張するときは費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費支給方法はこじか保育園職員規程に準じ園長級相当とする。
- 3 役員等が評議員会及び理事会に出席する場合は旅費は支給しない。

(改定)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行なうものとする。

附 則

この規程は平成5年4月1日から施行する。

平成	5	年	4	月	1	日	改定
平成	13	年	4	月	1	日	改定
平成	18	年	4	月	1	日	改定
平成	29	年	4	月	1	日	改定
令和	2	年	6	月	16	日	改定